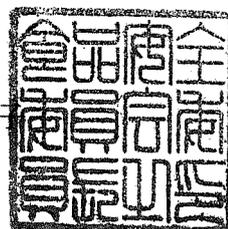




府 食 第 1 6 2 号  
平成 2 4 年 2 月 1 6 日

厚生労働大臣  
小宮山 洋子 殿

食品安全委員会  
委員長 小泉 直子



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが  
明らかに必要でないときについて (回答)

平成 2 4 年 2 月 8 日付け厚生労働省発食安 0 2 0 8 第 1 号により貴省から当  
委員会に対し意見を求められた事項については、食品健康影響評価を行うこと  
が明らかに必要でないとは判断できず、食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号)  
第 11 条第 1 項第 1 号に該当するとは認められない。